はじめに

～生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体の設置の必要性について～

　介護保険制度が施行された2000（平成12）年当時、約900万人だった75歳以上高齢者（後期高齢者）は、現在約1,400万人となっており、2025（平成37）年には2,000万人以上となることが予測されており、高齢化の進展に伴い、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加すると見込まれています。

　こうした状況下において、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現に向けて、保険者である市町村や都道府県が、介護のサービス基盤を整備していくと同時に、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現する必要があります。

　社会保障制度改革国民会議報告書においても、疾病構造の変化を踏まえた、「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への改革の中で、在宅医療・介護の一体的なサービス提供体制の見直しが求められるとともに、要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、「住民主体の取組」等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら地域支援事業へ移行することが求められたところです。

また、上述の国民会議報告書を受け、要支援者等の高齢者の多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、予防給付の訪問介護及び通所介護について、全国一律の基準に基づくサービスから、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」として実施することとしました。

地域で高齢者の在宅生活を支えるためには、介護保険制度でのサービスのみならず、市町村事業や民間市場、地域の支え合いで行われているサービス、あるいは道具の工夫で行える自助も含めて市町村内の資源を把握し、保険外のサービスの活用を促進しつつ、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出されるような取組を積極的に進める必要があります。

以上のことから、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を行う必要があることから、生活支援体制整備事業を活用し、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体を全国の市区町村全域と日常生活圏域に設置し、地域資源の開発やネットワークを構築することにより、重層的な生活支援や介護予防の取組を強力に推進する。

このように地域を活性化するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）と協議体は非常に重要な役割を担うことから、その養成についても国として推進していく必要があります。